



琴清苑だより

発行：社会福祉法人 双葉会
介護老人福祉施設 琴清苑
編集：広報委員会

〒198-0212 東京都西多摩郡奥多摩町氷川1099
TEL 0428-83-3932 FAX 0428-83-3706
URL <http://web.futabakai.or.jp>
e-mail kinseien@futabakai.or.jp



創設三十九年 開苑記念日

〈社会福祉法人 双葉会の今〉

介護老人福祉施設 琴清苑
施設長 大野 尚

今年度は、双葉会の創設者である、故佐藤黙童先生が昭和24年5月に漸進にあたる個人立の氷川保育園を創設、同年12月に東京都認可を取得し67年、昭和38年9月、社会福祉法人双葉会設立認可を取得し53年、昭和42年4月、特別養護老人ホーム寿楽荘を創設し49年、昭和48年1月、双葉会診療所を創設し43年、昭和52年7月、特別養護老人ホーム琴清苑を創設し39年、それぞれ無事に迎えることができました。これもひとえに関係機関等をはじめご利用者・ご家族、地元自治会、そして法人役員等の皆様等のご支援ご協力を賜り経営を継続できましたことを心より感謝申し上げます。さて、法人で多くを占める事業の介護老人福祉施設（特養）の経営は、平成12年度（2000年）、措置制度から契約制度へ転換した介護保険制度が始まり、3年ごとに見直しされる介護報酬は6期計画（27～29年度）に入り、度重なるマイナスの介護報酬改定は脆弱な法人の経営を逼迫し、社会福祉法人の使命である「経営の原則」をも危ぶまれる現状にあります。現在、国は、社会福祉法等の一部を改正し社会福祉法人制度の改革を平成29年4月施行に向け進めています。主な内容は、「公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。」とし経営組織の在り方等にも触れています。この改正・見直しされた事項について各法人は対応することになります。このめまぐるしく変化する制度改正の中、今後も法人双葉会の担う責任は大変重要と考えますので変わらぬご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、故佐藤黙童先生が昭和54年7月27日から8月15日（15日間）、東京都社会福祉協議会の老人福祉部会で「欧州老人福祉事情」を副団長として視察された研修報告書の「まとめ」で記述されている一部をご紹介します。

（現在の施設運営は予算獲得騒ぎに気をとられて、行政の管理下に甘えている現状であります。何れ、施設は自由に施設ペースでやりなさい。と言う時代が保障の高まりと共にやって来た時、役所から手離された施設経営者は果たして独り歩き出来るだろうか、心配でならない。これ等を考えるとき、単に欧州見て歩きたはあったが我々の自覚がひしひしと問われなければならぬと感じられた。）

平成27年度琴清苑事業報告（抜粋）

平成27年度は介護報酬の減額により、収入が減収したところからのスタートとなった。衛生用品や消耗品の見直し、人員の見直しによる施設としての節約を行い支出を減らすことが出来た。しかし、今年度中頃から始まった、東京西部地域の入所待機利用者の大幅な減少により、施設利用率が96.65%に減少し、常に退所の後の入所者がいない状態が年度末に見られた。地域ブロックの施設として、対応策について意見交換等を行って原因と対応について協議を行っているところであります。また、加算条件の資格者が減少した事により、加算が算定できなくなり収入が予算通り入らず、安定した経営状況になる事が出来なかった。次年度以降加算算定や利用率の向上等の対策を行いながら対処してまいります。

社会福祉法人の責務としての生活困窮者への援助は、奥多摩町と協議し平成28年度から開始することになりました。次年度以降も、食事配食サービス、福祉避難所としての役割など地域への福祉機能還元事業を積極的に行ってまいります。

職員の資質向上対策として、ストレスチェック制度への対策やキャリアパス要件として人材マネジメント対策として個人面談を開始しました。職員個々の目標設定や実施状況についてマネジメントを行い、個々のキャリアパスが図られた。また、中堅職員研修をはじめとする外部研修に計画的に参加することが出来た。今年度も2名のキャリア段位制度レベル4の取得が行われ資質向上が図られた。

短期生活介護事業についてはショートステイ利用率が39.24%と前年度より16.12%利用率が向上しました。次年度以降も利用率がさらに向上して行くように関係機関との連絡を密に行きたいと思っております。

施設老朽化対策として東京都共同募金会の補助によりベッド27台の入れ替えが実施された。また、厨房床防水工事も実施され、計画的な老朽化対策を行う事が出来た。

拠点区分貸借対照表

平成28年3月31日

(単位円)

資産の部		負債の部	
	決算額		決算額
流動資産	108,521,185	流動負債	37,200,263
固定資産	562,409,129	固定負債	24,313,192
基本財産	153,461,215		
その他の固定資産	408,947,914	負債の部合計	61,513,455
		純資産の部	
		基本金	201,587,727
		国庫補助金等特別積立金	52,785,322
		その他の積立金	352,900,000
		次期繰越活動収支差額	2,143,810
		純資産の部合計	609,416,859
資産の部合計	670,930,314	負債及び純資産の部合計	670,930,314

※会計方式は平成24年6月に「新会計基準」へ移行しています。

拠点区分資金収支計算書

自平成27年4月1日 至平成28年3月31日

(単位円)

勘定科目	合計
事業活動収入計①	354,090,974
事業活動支出計②	370,264,087
事業活動資金収支差額③(①-②)	-16,173,113
施設整備等収入計④	5,180,000
施設整備等支出計⑤	7,410,920
施設整備等資金収支差額⑥(④-⑤)	-2,230,920
財務活動収入計⑦	23,940,370
財務活動支出計⑧	23,642,356
その他の活動資金収支差額⑨(⑦-⑧)	298,014
予備費支出⑩	0
当期資金収支差額合計⑪(③+⑥+⑨-⑩)	-18,106,019
前期末支払資金算高⑫	89,426,941
当期末支払資金算高⑬(⑪+⑫)	71,320,922

日常生活継続支援加算開始について

平成28年6月から日常生活支援加算が算定されることとなりました。これは、1年か半年に新規入所された利用者の要介護4および5の占める割合が7割以上で琴清苑で介護福祉士の数が15人以上いれば算定できる加算です。単位数が36単位上がります。この加算を算定するとサービス提供体制強化加算(6単位)が加算できなくなります。1日に30円の加算負担金が発生します。ご了承ください。

お花見

平成28年4月12日開催
 21部部
 14104月12日開催
 ……0000
 55
 1511
 ……
 2030

今年も毎年恒例のお花見を午前、午後2部制にして小河内ダム方面まで見に行きました。午前中は天気が良かったので車から降りられると、風が肌寒く利用者の皆さん「寒いけど、とても綺麗」と話されておりました。午後は風も穏やかで陽気は過ごしやすく、利用者の皆さんも久々の桜を見て大変喜ばれていました。午前、午後とも車から降りられた後、ジュースやお菓子を食べながら満開の桜やミツバツツシをゆっくりと眺められていました。最後に皆さんで記念写真を撮りました。帰りは小河内ダムの方を回って帰苑しました。

介護主任 安藤



森田屋洋品店

衣類訪問販売

平成28年5月22日開催



毎年恒例になりつつある春の衣類の訪問販売を、今年も町内の森田屋洋品店さんに協力して頂き開催しました。事前に利用者の皆さんに聞き取りを行ない、希望があった利用者さんを対象に行ないました。皆さんご自分で色々な洋服を手にとって選ばれ、特に女性の利用者の方々は『あれも良い、これも良い』と迷ってしまう方もいらっしゃいました。普段このような機会が少ないので利用者の皆さんもとても喜ばれていました。次回は秋ごろにまた冬物の衣類の販売を企画したいと思えます。

介護主任 松久

駄菓子販売

平成28年6月5日開催

今年も2階食堂にて昔懐かしい駄菓子の販売を開催しました。皆さん色々な駄菓子が入っている袋や飴の詰め合わせの袋を手に取り、迷いながら好きなものを買入されました。購入した駄菓子はその場でお茶を飲みながら頂かれました。中には袋の中身全部を食べてしまいたいという利用者の方もいて、皆さん久しぶりの懐かしの駄菓子を話しながら嬉しそうに頂かれていました。利用者さんから好評でしたので、また来年も開催したいと思えます。



介護主任 松久



事業者が大切にしていること

双葉会の法人理念に「心の福祉」がうたわれております。心の福祉が現場でどのように実践されているか、具体的な例を挙げて説明させていただきます。

健康に気を遣い、嗜好品（酒・煙草）を禁止して体のためと訴えること、利用されている方には我慢して好きなことをしてはイケないと言ってしまうことが施設の役目でしょうか。多くの利用者が琴清苑で終末を迎えております。今を楽しく生きなければ明日はわからないと考えるのが長年介護施設に関わっている者たちの考え方ではないでしょうか。琴清苑では車椅子の自己操作できない利用者でも煙草を吸っています。嚥下障害があっても毎日晩酌をしている利用者がおります。それをケアプランに落とし込むこともあります。出来ることは叶えてあげたい、そんな感じで現場の職員は働いています。



☆家庭でできる食中毒予防の6つのポイント☆

季節も変わり食中毒になる可能性が多くなる季節になりました。家庭でできる食中毒予防の方法6つのポイントを紹介いたします。

ポイント① 食品の購入

- 1.消費期限などの表示をチェック。
- 2.肉・魚はそれぞれ分けて包む。できれば保冷剤（氷）などと一緒に。
- 3.寄り道しないでまっすぐ帰る。

ポイント② 家庭での保存

- 1.帰ったらすぐに冷蔵庫へ！入れるのは7割程度して肉・魚は汁がもれないように包んで保存。冷蔵庫は10℃以下に維持、冷凍庫は-15以下に維持。
- 2.停電中に庫内温度に影響を与える扉の開閉は控える。

ポイント③ 下準備

- 1.冷凍食品の解凍は冷蔵庫でタオルやふきんは清潔なものに交換。
- 2.ゴミはこまめに捨てる。こまめに手を洗う。井戸水を使っていたら水質に注意
- 3.肉・魚を切ったら洗って熱湯をかけておく。
- 4.肉・魚は生で食べものから離しておく。野菜も良く洗って使用する。
- 5.包丁など器具、ふきんは洗って消毒する。

ポイント④ 調理

- 1.台所は清潔に、作業前には手を洗う。
- 2.加熱は十分に（めやすは中心部の温度が75℃で1分以上）
- 3.電子レンジを使う時は均一に加熱されるようにする。
- 4.調理を途中で止めたら、食品は冷蔵庫へ。

ポイント⑤ 食事

- 1.盛り付けは清潔な器具、食器を使う。
- 2.食事の前には手を洗う、長時間室温に放置しない。

ポイント⑥ 残った食品

- 1.作業前に手を洗う。手洗い後、清潔な器具、容器で保存し早く冷えるように小分けする
- 2.温めなおすときは、十分に加熱する（めやすは75℃以上）
- 3.時間が経ち過ぎたりちょっと怪しいと思ったら思い切って捨てる。

この他に食中毒予防の3原則もあり 「付けない、増やさない、やっつける」

以上のポイント、3原則に注意して食中毒にならないように気をつけましょう。

(厚生労働省食中毒予防抜粋)

◆編集後記◆
後7月10日に参議院選挙、その
東都知事選挙と選挙が続いた
す。しっかりと一票を投じた
と思えます。

吉井

《入苑された利用者》

4月	奥多摩町	1名
6月	練馬区	1名
	立川市	1名
	羽村市	1名

《ボランティア状況》

介助補助	トミコ会
指圧奉仕	奥多摩奉仕会

平成28年4月～6月 (敬称略)

行事予定

7月8日	誕生会
7月12日	盆供養
7月13日	送り火
7月16日	誕生会
8月6日	盆踊り
8月12日	ホーム喫茶
8月23日	誕生会
9月9日	敬老感謝祭
9月17日	彼岸供養